

ご遺族のための

お悔やみハンドブック

大子町

ご遺族のみなさまへ

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

身近な方がお亡くなりになり、悲しみや今後のご不安もあるなか、さまざまなお手続きが必要になることと存じます。

役場でのお手続きについては、必要なものをご確認の上、担当窓口までお越しください。また、役場以外のお手続きについても、主なものをご案内しておりますのでご利用ください。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

太子町役場 0295-72-1111(代表)

ご遺族のこころの相談について

大切な方を亡くして、「こころ」や「からだ」に不調が生じたときは、ひとりで悩みを抱え込まず、窓口へご相談ください。

太子町では、精神保健福祉士や保健師が、対面、電話等で相談に応じています。太子町以外にお住まいの場合は、住所地の保健所または保健センター等へご相談ください。

【問合せ】 健康増進課 健康増進担当 電話 0295-72-6611

月～金曜日(祝日・年末年始を除く。)午前8時30分～午後5時15分

も く じ

1.死亡届	P.3	12. 墓地関係について	P.12
2.年金について	P.5	13.農地の相続について	P.13
3.葬祭費について	P.6	14.森林の相続について	P.13
4.介護保険について	P.7	15.空き家バンクについて	P.14
5.高齢者福祉サービスについて	P.7	16.亡くなられた方に借金があった場合	P.14
6.障がい福祉について	P.8	亡くなられた方の戸籍証明書、死亡届の写し 住民票の除票について	P.15～17
7.亡くなられた方に児童がいる場合	P.8	委任状	P.18
8.税について	P.9・10	太子町役場お問い合わせ窓口一覧	P.20
9.町営住宅関係について	P.11	太子町役場以外のお手続きについて	P.21・22
10.水道関係について	P.11		
11.浄化槽関係について	P.12		

チェックシート

故人について ☐ はい に ☒ がついた項目は、
該当ページをご確認ください。

該当
ページ

住民票
戸籍

死亡届の提出はお済みですか？ ☐ はい ☐ いいえ P.3

年金

国民年金を受給または、加入していましたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.5

健康保険

国民健康保険に加入していましたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.6

後期高齢医療保険に加入していましたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.6

介護保険

65歳以上の方でしたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.7

40～64歳で要介護認定を受けていましたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.7

福祉
障害

障害者手帳をお持ちでしたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.8

子育て

子ども医療費助成の医療証(マル福)をお持ちでしたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.8

児童手当を受けているご家庭でしたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.8

ひとり親家庭等医療証および養育医療証をお持ちでしたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.8

税金

土地や建物をお持ちでしたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.9

軽自動車や原動機付自転車等をお持ちでしたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.9

納めている税金等がありましたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.9

未納となっている税金等がありましたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.10

税金等を口座振替で納付していましたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.10

その他

町営住宅に入居していましたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.11

水道を利用していましたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.11

浄化槽の管理者でしたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.12

町営墓地の利用者でしたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.12

農地を所有していましたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.13

森林を所有していましたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.13

お住まいだった住居は空き家になりますか？ ☐ はい ☐ いいえ P.14

借金がありましたか？ ☐ はい ☐ いいえ P.14

1 死亡届 7日以内

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届け出をしてください。

☐届出地 下記のいずれか

- ・死亡者の本籍地
- ・届出人の住所地
- ・亡くなられた場所の市区町村

☐届出人 下記のどなたか

- ・同居の親族
- ・同居者
- ・家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・同居の親族以外の親族
- ・成年後見人・保佐人・補助人および任意後見人
(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です。)

☐お持ちいただくもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書等に医師による証明のあるもの)1通

●火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡します。

●死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く。)

- ・本籍地に届け出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届け出をした場合→おおむね10日から14日

※大型連休中に届け出をされた場合は、上記より日数がかかります。

※相続等のお手続には、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等が必要になる場合があります。

●住民票について ※亡くなられた方が大子町に住民登録がある場合

死亡届が提出されると届け出を受理した市区町村から住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届け出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に世帯員が2人以上いる場合は、新世帯主設定のためお電話をする場合があります。

●マイナンバーカード、住民基本台帳カードについて

マイナンバーカードは、唯一故人のマイナンバー（個人番号）が分かるものです。相続等の手続で、マイナンバー（個人番号）の提示を求められる場合があります。諸手続が終わるまで大切に保管し、手続が終わりましたら返納してください。

●印鑑登録証について

死亡届の提出により、印鑑登録は廃止されます。亡くなった方の印鑑登録証は、町民課に返納するか処分してください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

町民課 町民担当 ☎0295-72-1112

月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）午前8時30分～午後5時15分



2 年金について

○年金受給者がお亡くなりになられたとき

亡くなられた方が年金受給者の場合は、年金受給者死亡届や未支給年金の請求等のお手続きが必要になります。

□申請可能な方

生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの方以外の3親等内の親族から順に決定。

□必要なもの

- 1.申請者名義の通帳のコピー
- 2.亡くなられた方の住民票の除票（続柄・本籍の記載があるもの）
- 3.申請者の住民票謄本（続柄・本籍の記載があるもの）
- 4.亡くなられた方と申請者の関係の分かる戸籍謄本等
- 5.亡くなられた方の年金証書（紛失された場合は、窓口にご相談ください。）

※上記以外の書類が別途必要になる場合があります。

○国民年金に加入中の方（第1号被保険者の方）がお亡くなりになられたとき

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合は、死亡一時金などのお手続きが必要になることがあります。

□申請可能な方

生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹から順に決定。

□必要なもの

- 1.申請者名義の通帳のコピー
- 2.亡くなられた方の住民票の除票（続柄・本籍の記載があるもの）
- 3.申請者の住民票謄本（続柄・本籍の記載があるもの）
- 4.亡くなられた方と申請者の関係の分かる戸籍謄本等
- 5.亡くなられた方の年金手帳（紛失された場合は、窓口にご相談ください。）

※上記以外の書類が別途必要になる場合があります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

町民課 国保年金担当 ☎0295-76-8125

月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）午前8時30分～午後5時15分

3 葬祭費について

「大子町の国民健康保険に加入されていた方」および「後期高齢者医療保険制度に加入され、茨城県広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

□申請者

葬祭を行った方

□申請に必要なもの

1. 亡くなった方の保険証（既に返還された方は不要です。）
 2. 申請者（葬祭を行った方）の印鑑
 3. 葬祭を行ったことが確認できるもの（葬祭費用の領収書、会葬礼状等）
 4. 申請者（葬祭を行った方）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
- ※葬祭を行った翌日から2年以内に申請してください（請求権の時効がございます。）。

詳しくは下記までお問い合わせください。

町民課 国保年金担当 ☎0295-76-8125

月～金曜日（祝日・年末年始を除く。） 午前8時30分～午後5時15分



4 介護保険について

大子町の介護保険の被保険者(65歳以上の方等)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算のお手続や、高額介護サービス費等のお手続が必要な場合があります。

☐申請者

相続人

☐申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・申請者の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)

詳しくは下記までお問い合わせください。

福祉課 高齢介護担当 ☎0295-72-1135

月～金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前8時30分～午後5時15分

5 高齢者福祉サービスについて

〈緊急通報システムを利用していた方〉

福祉課へご連絡ください。後日、緊急通報システム事業の町委託業者が自宅を訪問し、撤去作業を行います。書類等の提出は必要ありません。

詳しくは下記までお問い合わせください。

福祉課 高齢介護担当 ☎0295-72-1135

月～金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前8時30分～午後5時15分

6 障がい福祉について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が重度障害者医療費助成受給証（マル障医療証）等、障がいに関するお手続きをされていた場合は、所定のお手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

[手帳に関すること]

福祉課 社会福祉担当 ☎0295-72-1117

[マル福に関すること]

町民課 国保年金担当 ☎0295-76-8125

月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）午前8時30分～午後5時15分

7 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などのお手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方（父または母等）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当てや医療助成（マル福）の対象となる場合があります。該当者の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

[手当てに関すること]

福祉課 社会福祉担当 ☎0295-72-1117

[マル福に関すること]

町民課 国保年金担当 ☎0295-76-8125

月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）午前8時30分～午後5時15分

8 税について

各種お手続、届出書の提出は、期限等にかかわらず速やかに行ってください。

●相続人代表者の届出（各税目共通）

亡くなられた方の町税（町県民税、固定資産税等）がある場合は、「相続人代表者指定届出書」の提出が必要です。亡くなられた方に関する町税等の納付や還付がある場合は、相続人代表者に通知されます。

●未登記家屋所有者変更の届出（固定資産税）

亡くなられた方が未登記家屋（法務局の登記簿に登録されていない家屋）を所有していた場合は、「未登記家屋所有者変更届」の提出が必要です。

※登記されている土地・家屋の「相続による所有権移転」登記は、大子町を管轄する法務局（水戸地方法務局常陸太田支局）に申請が必要です。

●共有代表者変更の届出（固定資産税）

亡くなられた方が土地・家屋を共同で所有し、その代表となっている場合は、代表者を変更するお手続が必要です。

●原動機付自転車等の名義変更・廃車の届出（軽自動車税）

亡くなられた方が軽自動車等を所有していた場合は、名義変更または廃車のお手続が必要です。原動機付自転車（125cc以下、ミニカー含む）や小型特殊自動車（トラクター等）は税務課で取り扱いますが、普通自動車や軽自動車、バイク（125cc超）は、お手続先が異なります。なお、軽自動車等の名義変更については15日以内、廃車については30日以内にお手続を行ってください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

税務課 町税担当 ☎0295-72-1116

月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）午前8時30分～午後5時15分

●町税等の納付および未納額等の確認(各税目・料金共通)

亡くなられた方に関する税金は相続財産に含まれますので、未納額等の確認をお願いします。未納額がある場合は、相続人に納付いただきます。また、還付金額がある場合は、相続人へ還付されます。

●相続放棄した場合の届出(各税目・料金共通)

亡くなられた方の相続を放棄した場合は、相続放棄したことを確認できる書類(相続放棄申述受理通知書の写し等)の提出が必要です。

●口座振替の変更・廃止の届出(各税目・料金共通)

亡くなられた方が町税等を口座振替で納付していた場合は、振替口座の変更または廃止のお手続きが必要です。口座振替の廃止をした場合は、納付書により納付いただくことになります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

税務課 収納対策室 ☎0295-72-1116

月～金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前8時30分～午後5時15分



9 町営住宅関係について

※大子町営住宅入居者が
お亡くなりになったとき

亡くなられた方が大子町営住宅入居者の場合は、名義を引き継ぐお手続きや異動のお手続きが必要です。どなたがお亡くなりになったかにより、お手続きが異なります。

- 入居者名義人が亡くなり、
同居している方がいる場合 → 名義を引き継ぐお手続き
- 入居名義人が亡くなり、
同居されている方がいない場合 → 住宅を明け渡すお手続き
- 入居名義人の方以外が亡くなった場合 → 異動のお手続き

詳しくは下記までお問い合わせください。

建設課 建設担当 ☎0295-72-2611

月～金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前8時30分～午後5時15分

10 水道関係について

亡くなられた方が水道使用者の場合は、お手続きが必要です。

- 水道使用者がお亡くなりになった場合 → 名義を引き継ぐお手続き
- お亡くなりになった方の預金口座から
水道料金をお支払いしている場合 → 料金の支払方法を変更するお手続き
預金口座から引き落としの他、コンビニエンスストア店頭の支払いやPayPayまたはLINEPayの電子マネー決済も選べます。
- お亡くなりになった方以外に
水道を使う方が居ない場合 → 給水を休止するお手続き

詳しくは下記までお問い合わせください。

大子町水道お客さまセンター ☎0295-72-2221

月～金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前8時30分～午後5時15分

11 浄化槽関係について

亡くなられた方が浄化槽の管理者の場合は、異動のお手続きが必要です。

詳しくは下記までお問い合わせください。

浄化槽
管理者変更
について

大子町水道
お客さまセンター ☎0295-72-2221
月～金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前8時30分～午後5時15分

し尿処理・
浄化槽の
清掃について

衛生センター ☎0295-72-3076
月～金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前8時15分～午後5時00分

12 墓地関係について

※大子町営墓地利用者が
お亡くなりになったとき

亡くなられた方が大子町営墓地の利用者の場合は、利用権の承継のお手続きが必要です。

詳しくは下記までお問い合わせください。

生活環境課 生活環境担当 ☎0295-76-8802

月～金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前8時30分～午後5時15分



13 農地の相続について

※大子町内に農地を所有している方が
お亡くなりになったとき

亡くなられた方が大子町内に農地を所有していた場合は、当該農地を相続した方は、相続した日からおおむね10か月以内に「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」により、農地を取得したことを農業委員会事務局に提出する必要があります（農地法第3条の3第1項）。

詳しくは下記までお問い合わせください。

農業委員会事務局 ☎0295-72-1457

月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）午前8時30分～午後5時15分

14 森林の相続について

※大子町内の森林の土地所有者が
お亡くなりになったとき

亡くなられた方が大子町内の森林の土地を所有していた場合は、当該土地を相続した方は、相続した日から90日以内に、「森林の土地の所有者届出書」等を大子町役場農林課に提出する必要があります（森林法第10条の7の2）。

詳しくは下記までお問い合わせください。

農林課 林政担当 ☎0295-76-8110

月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）午前8時30分～午後5時15分

※農地・森林の相続について

農地・森林の届出では、
当該土地の所有権を証明することができる
相続済みの登記事項証明書等の添付が必要になります。
相続登記がお済みかご確認ください。



15 空き家バンクについて

大子町では、空き家等の有効活用として空き家バンク事業を行っています。

空き家を貸したい、売りたいとお考えの所有者や関係者の方が空き家バンクに登録することにより、空き家を借りたい、買いたいと探している方へ紹介する事業です。登録料は無料です。

空き家バンクに登録すると、空き家バンクリフォーム助成金、片付け支援補助金を利用できます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

空き家バンク事業、
片付け支援補助金
について

だいご暮らし・空き家バンク相談センター
(大子町観光協会内)

☎0295-76-8558

月～金曜日(年末年始を除く。)

午前8時30分～午後5時15分

空き家バンク
リフォーム
助成金について

建設課 建設担当

☎0295-72-2611

月～金曜日(祝日・年末年始を除く。)

午前8時30分～午後5時15分

16 亡くなられた方に借金があった場合

亡くなられた方に借金があった場合、その借金も相続の対象になります。

ご心配なことがありましたら、お早めに大子町消費生活センターにご連絡ください。
無料法律相談などをご案内いたします。

詳しくは下記までお問い合わせください。

大子町消費生活センター ☎0295-72-1124

月～金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前9時15分～午後0時15分/午後1時～午後4時

亡くなられた方の戸籍証明書、死亡届の写し、住民票の

戸籍証明書

戸籍法の一部改正に伴い、令和6年3月1日から、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書を請求できるようになりました。これにより、本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。また、欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。ただし、本籍地以外で戸籍を請求する場合、請求できる方が限定されるなど、制限がありますのでご注意ください。

大子町を本籍地とする戸籍を請求する場合

□請求できる方

- ・亡くなられた方の夫・妻、直系血族（子、孫、父母、祖父母等）の方
※嫁婿、兄弟姉妹、叔父叔母、甥姪は直系血族ではありませんので、直系血族の方からの委任状が必要です。（委任状については、P.18をお使いください。）
- ・利害関係人

□請求に必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類（顔写真付きでない場合は、2点必要です。）
- ・利害関係人が請求する場合は、利害関係が証明できる書類（契約書等）
- ・手数料

大子町以外の市区町村を本籍地とする戸籍を請求する場合

□請求できる方

- ・亡くなられた方の夫・妻、直系血族（子、孫、父母、祖父母等）の方

□請求に必要なもの

- ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類
- ・手数料
※発行できる戸籍の種類は、戸籍謄本（全部事項証明書）、除籍謄本、改製原戸籍謄本のみです。個人事項証明書（抄本）は発行できません。 ※紙戸籍等のコンピュータ化されていない戸籍は発行できません。

戸籍を請求する前にご確認ください

戸籍は、1通に生まれてから亡くなるまでが記載されておられません。

何が記載されている戸籍が必要なのか、手続先に確認してから請求しましょう。

例えば・・・ ○被相続人（亡くなった方）の生まれてから亡くなるまで

○被相続人の婚姻から亡くなるまで

○死亡日の分かるもの

○被相続人と相続人の関係が分かるもの

死亡届の写し(届書等情報内容証明書・記載事項証明書)

年金や保険金等の請求の際に、添付書類として死亡届の写し(届書等情報内容証明書又は記載事項証明書)を提出する場合がありますが、この証明書を請求することができるのは、「利害関係人」かつ「特別の事由がある場合」に限ると法律で定められています。そのため、請求の際には詳しく使用目的等を記載していただき、証明書を使用する理由を示す疎明資料を提示する必要があります。

請求が認められない使用目的の場合は、病院等で死亡診断書を請求してください。

□請求できる方

- ・相続人等の利害関係人

□特別な事由

- ・遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、郵便局簡易保険の死亡保険金(平成19年9月30日以前に契約したものであって、証書上の保険金が100万円を超えるもの)の請求などの法令で認められているもの

□請求に必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類(顔写真付きでない場合は、2点必要です。)※代理人が申請するときは、委任状が必要です。
- ・証明書を使用する理由を示す疎明資料(年金証書や簡易保険証書など死亡者の氏名、証書内容がわかるもの)

住民票の除票

□請求できる方

- ・相続人等の利害関係人

□請求に必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類(顔写真付きでない場合は、2点必要です。)※代理人が申請するときは、委任状が必要です。
- ・相続人以外の利害関係者が請求する場合は、利害関係が証明できる書類(契約書等)
- ・手数料
※亡くなられた方の住民票の除票には、マイナンバー(個人番号)の記載はできません。

【手数料】1通につき

●戸籍謄本 (全部事項証明書)	●除籍謄本・抄本	●届書等情報 内容証明書	●住民票除票
●戸籍抄本 (個人事項証明書)	●改製原戸籍謄本 ・抄本	●記載事項 証明書	
450円	750円	350円	300円

よくある質問

戸籍謄本(全部事項証明書)と戸籍抄本(個人事項証明書)の違いは？

- 戸籍謄本(全部事項証明書)は戸籍に記載されている方、全員の証明書です。
- 戸籍抄本(個人事項証明書)は戸籍に記載されている方、個人の証明書です。

戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本の違いは？

- 戸籍謄本は、在籍している方がいる戸籍です。
- 除籍謄本は、死亡や婚姻などで全員が除籍になった戸籍です。
- 改製原戸籍謄本は、戸籍法の改正などで新しい様式の戸籍に書き換えられたとき、この書き換え前の戸籍をいいます。

※「戸籍の附票」とは？

その戸籍が作られてから(またはその戸籍に入籍してから)、現在に至るまで(または除籍されるまで)の住所が記載された証明です。

忙しくて役場に行けないときは？

- 毎週水曜日(祝日を除く)午後7時までの延長窓口で、戸籍証明書等を発行しております。ぜひご利用ください。
- 委任状の提出により、代理の方でもお手続きができる場合がありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

法定相続情報証明制度とは？

法務局(登記所)に、戸籍証明書等と相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出し、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する制度です。法定相続情報一覧図の写しを利用することで、戸籍証明書等を何度も取り直す必要がなくなります。

詳しくは右記まで
お問い合わせください。

水戸地方法務局 常陸太田支局 ☎0294-73-0221
月～金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前8時30分～午後5時15分

委任状

年 月 日

大子町長 様

代理人

住 所

氏 名

生年月日

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

(例) 被相続人(亡)大子太郎の出生から死亡までの戸籍 1部

・

・

・

・

委任者

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

～大子町役場 お問い合わせ窓口一覧～

ページ	お問い合わせ内容	担当部署	窓 口	お問い合わせ先
P.3	死 亡 届	町民課	町民担当	☎ 72-1112
P.5	年金について		国保年金担当	☎ 76-8125
P.6	葬祭費について			
P.7	介護保険について	福祉課	高齢介護担当	☎ 72-1135
P.7	高齢者福祉サービスについて		社会福祉担当	
P.8	障がい福祉について			
P.8	亡くなられた方に 児童がいる場合			
P.8	マル福について	町民課	国保年金担当	☎ 76-8125
P.9・10	税について	税務課	町税担当	☎ 72-1116
			収納対策室	
P.11	町営住宅関係について	建設課	建設担当	☎ 72-2611
P.11	水道関係について	水道課	大子町水道 お客さまセンター	☎ 72-2221
P.12	浄化槽関係について			
P.12	墓地関係について	生活環境課	生活環境担当	☎ 76-8802
P.13	農地の相続について	農業委員会事務局		☎ 72-1457
P.13	森林の相続について	農林課	林政担当	☎ 76-8110
P.14	空き家バンクについて	だいが暮らし・空き家バンク相談センター		☎ 76-8558
		建設課	建設担当	☎ 72-2611
P.14	亡くなられた方に 借金があった場合	消費生活センター		☎ 72-1124

— 大子町役場以外のお手続きについては、下記へ直接お問い合わせください —

チェック	主なお手続き	問い合わせ先	リンク先QRコード
☐	厚生年金受給者に関してのお手続き (未支給年金、遺族厚生年金等)	水戸北年金事務所 一日年金事務所 ☎029-231-2283	
☐	農業者年金受給者に関してのお手続き (年金停止等)	茨城常陸農業協同組合 大子支店(営農センター) ☎0295-72-1190	
☐	生活保護に関してのお手続き (停止等)	茨城県県北県民センター ☎0294-80-3320	
☐	相続放棄の申述	水戸家庭裁判所 ☎029-224-8175	
☐	電気・ガス・インターネット等の名義変更 (解約)	各契約会社	
☐	携帯電話、固定電話の契約継承 (解約)	各契約会社	
☐	NHK受信料の名義変更 (解約)	NHKフリーダイヤル (NHKふれあいセンター) ☎0120-151515	
☐	簡易生命保険の請求	最寄りの郵便局または かんぽコールセンター ☎0120-552-950	
☐	各金融機関(通帳など)・ クレジットカードの解約	各契約会社	
☐	生命保険等の請求	加入の生命保険会社	
☐	株式、信託投資等の名義変更	証券会社、信託銀行等	
☐	普通自動車、 二輪軽自動車(125cc超250cc以下)、 二輪小型自動車(250cc超)の 名義変更、廃車	国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局 ☎050-5540-2017	

チェック	主なお手続	問い合わせ先	リンク先QRコード
☐	三輪、四輪の軽自動車の名義変更、廃車	軽自動車検査協会 茨城事務所 ☎050-3816-3105	
☐	外国籍の方 (在留カード、特別永住者証明書の返納)	出入国管理局水戸 ☎029-301-3601	
☐	相続税の申告 所得税の準確定申告	太田税務署 ☎0294-72-2171	
☐	土地や建物の相続登記	水戸地方法務局常陸太田支局 ☎0294-73-0221	

令和6年4月1日から「相続登記が義務化」

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなった場合に、その不動産の登記名義人を被相続人(亡くなった方)から相続人へ変更を行うことをいいます。

相続登記は、不動産の所在地を管轄する法務局(太子町の管轄は水戸地方法務局常陸太田支局)に申請が必要です。

相続(遺言含む。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

MEMO



ご遺族のための
お悔やみハンドブック

令和6年4月発行

大子町役場

Tel.0295-72-1111

Fax.0295-72-1167

<https://www.town.daigo.ibaraki.jp/>